

第3章 大学院教育研究の現状と改革への指針・方策

本章では、大学院各研究科単位の点検・評価に先立って、まず1. で、全学的観点から本学の大学院教育全般に共通する教育内容・方法（(1)教育課程，(2)教育方法等，(3)国内外における教育研究交流，(4)学位授与・課程修了の認定）について述べ、2. で、教員組織の現状、問題点、改革の方策について述べる。

1. 修士・博士課程の教育内容・方法等

1- (1) 教育課程

【現状の説明】

現在本学の大学院研究科は、博士課程（前期課程）および修士課程に9研究科27専攻，博士課程（後期課程）に23専攻，専門職学位課程に2研究科2専攻を擁し、それぞれの入学定員は697名，99名，220名であり、今年度の入学者はそれぞれ671名，83名，220名となり、若干ではあるが入学定員を満たしていない研究科・専攻が存在する。各研究科のそれぞれの課程毎に入学定員，収容定員，在籍者数を示せば、表Ⅲ-1のとおりである。在籍者中の社会人はそれぞれ86名，48名，195名在，外国人留学生はそれぞれ63名，29名，2名である。この10年間で、博士課程（前期課程）および修士課程の在籍者数は405名増加しており、博士課程（後期課程）の在籍者数は142名増加している。

表Ⅲ-1. 入学定員，収容定員，在籍者数

<博士課程>			
前期課程（修士課程を含む）			
	入学定員	収容定員	在籍者数
神学研究科	25	50	53
文学研究科	65	130	104
社会学研究科	37	74	85
法学研究科	130	260	218
経済学研究科	50	100	33
商学研究科	65	130	96
工学研究科	230	460	670
アメリカ研究科	15	30	46
総合政策科学研究科	80	160	151
合計	697	1394	1456

後期課程		
入学定員	収容定員	在籍者数
5	15	36
19	57	95
14	38	45
15	45	30
5	15	19
5	15	17
11	33	44
10	30	18
15	25	68
99	273	372

<専門職学位課程>

	入学定員	収容定員	在籍者数
司法研究科	150	300	308
ビジネス研究科	70	140	120
合計	220	440	428

*2005年度に文学研究科の改組・再編により設置した社会学研究科の在籍者数は、2年次生以上で文学研究科に所属する学生を含む。

*完成年度を迎えていない新設研究科・専攻及び定員変更を行った専攻については、それを考慮しているため、入学定員×修業年限＝収容定員とはならない。

また、各研究科単位に課程毎の春学期、秋学期の開講科目クラス数と登録者数を示せば、表Ⅲ-2のとおりである(ビジネス研究科はクォーター制を採用している)。

表Ⅲ-2. 大学院 開講科目クラス数および登録者数 (2005年度)

研究科	前期課程または修士課程				後期課程			
	春学期		秋学期		春学期		秋学期	
	開講科目 クラス数	登録者数	開講科目 クラス数	登録者数	開講科目 クラス数	登録者数	開講科目 クラス数	登録者数
神学研究科	47	419	40	377	7	55	7	55
文学研究科	139	466	167	469	74	170	74	170
社会学研究科	78	397	83	395	36	43	41	51
法学研究科	97	1,072	95	1,098	43	29	47	29
経済学研究科	78	290	64	199	28	42	30	42
商学研究科	64	444	56	351	9	15	9	15
工学研究科	236	3,391	231	2,154	56	51	56	51
アメリカ研究科	21	182	23	173	3	15	4	15
総合政策科学研究科	97	675	120	703	25	77	26	72
合計	857	7,336	879	5,919	281	497	294	500

研究科	専門職学位課程			
	春学期		秋学期	
	開講科目 クラス数	登録者数	開講科目 クラス数	登録者数
司法研究科	80	2,861	78	2,810
合計	80	2,861	78	2,810

研究科	専門職学位課程							
	春学期				秋学期			
	前半		後半		前半		後半	
	開講科目 クラス数	登録者数	開講科目 クラス数	登録者数	開講科目 クラス数	登録者数	開講科目 クラス数	登録者数
ビジネス研究科	67	705	67	675	89	81	69	81
合計	67	705	67	675	89	81	69	81

(注)秋学期科目の登録者数は、春学期に予め登録しなければならない科目の登録者数である。

これらの研究科のうち、工学研究科のみが京田辺校地にあり、他のすべての研究科は今出川校地で授業を展開している。

すでに第1章「同志社大学の理念と教育研究組織」の2-(1)の【将来の改善・改革に向けた方策】の②に記したように、本学の研究科は組織形態上、(i)2つの専門職大学院、(ii)基礎となる学部をもたない2独立研究科、(iii)学部を基礎としている研究科に大別されるが、それぞれがその目的に応じて特色あるカリキュラムや授業形態を採用している。(i)の司法研究科とビジネス研究科は、カリキュラム全体のなかでケース・スタディやディベートによる授業科目を多く配置しており、学生には24時間利用できる専用の共同研究室、図書室などが用意されている。ビジネス研究科は社会人学生に配慮して、約20科目を大阪梅田のサテライトでも開講しており、また社会人学生を積極的に受け入れてき

た(ii)の総合政策科学研究科は、昼夜開講制を導入している。(iii)のなかでも工学研究科は、連携大学院方式を積極的に展開、活用しており、現在8つの連携先と協定を結び、学外の研究所等に10名の連携教員を委嘱している。

【点検・評価 長所と問題点】

収容定員に対する学生の在籍者数の現状に関して、いくつかの研究科は問題をかかえている。博士課程（前期課程）および修士課程についていえば、工学研究科の在籍者数が収容定員の約1.5倍であり、経済学研究科のそれは逆に約0.3倍にとどまっている。この両研究科における在籍者数の過不足は近年恒常化しており、入学定員の再検討も必要である。他の研究科はほぼ0.75～1.25倍の範囲にあり、概ね妥当な範囲内にあると判断できる。博士課程（後期課程）については、対収容定員比で総合政策科学研究科が約2.7倍、神学研究科が約2.4倍、文学研究科が約1.6倍になっている。これらの超過の原因は、多くの博士課程（後期課程）の学生が4年次以降も在籍し続けている点にあり、後に(4)で詳説する博士学位取得上の問題点と重なっている。

開講科目クラス数に関しては、概ね妥当な範囲内にあると判断できる。各研究科がそれぞれの目的と特性に対応して、特色ある科目や授業形態を積極的に導入していることも評価できる。

しかし、知識基盤社会の成熟にもなつて多様な研究人材の質的・量的な充実が求められている現在、本学大学院も、既存の研究科・専攻では対応できない新しい「知」の創造や活用を担う人材養成のために、既存の研究科の再編や新しい研究科・専攻・コースの設置を積極的に検討しなければならない。この観点から、大学院の再編や創設などを通して、大学院教育と研究の質的・量的な充実を図ることは、本学の最重要課題のひとつになっている。さらに、現状に鑑みれば、大学院での社会人学生、外国人留学生数の増大も課題に上ってくるが、この課題解決のためには、これらの学生のための特別な研究支援体制およびこの増大にもなつて必然的に発生する担当教員の負担増の軽減のための有効な方策を同時に考え出していかなければならない。

本学の大学院教育の将来的展開を見据えたとき、もう一つ極めて重大な問題が浮上してきている。それは、従来は本学の大学院各研究科に進学していた優秀な学部卒業生が、著名な国立大学の大学院に進学する傾向が年々顕著になりつつあるという問題である。この傾向に歯止めをかけ、優秀な大学院入学者を本学に確保し続けるためには、全学的レベルで大学院教育の現状を根本的に見直し、既存の各研究科を時代の要請にみあった魅力あふれる研究科へと改革していかなければならない。これは、本学の大学院研究科が直面している喫緊の課題である。この改革を遂行するには、まずなによりも

- (i)時代の変化と社会的要請の多様化という現実を見据えながら、各研究科が養成すべき人材像をより一層明確化する必要がある。
- (ii)次に、教育課程全体を明確化・具体化された人物像にもっとも適合的なものに改善・改革することが不可欠である。
- (iii)さらに、大学院教育に焦点を当てた教育方法の改善及び改革の方策を検討しなければならない。
- (iv)それに加えて、大学院生の研究支援体制と経済的支援のあり方を検討し、その具体的改善を策定しなければならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

多様な研究人材の養成をめざして、2005年度から神学研究科内に一神教学際研究コース（博士前期および後期課程）が、総合政策科学研究科内には技術・革新的経営研究コース（博士後期課程）、ヒューマン・セキュリティ研究コース（博士前期および後期課程）がスタートした。今後も学内の人的リソースを活用しながら、研究人材養成の多様化を図るために、学長のリーダーシップを最大限発揮するかたちで、既存の大学院組織の再編や新たな研究科・専攻・コースの開拓に着手していく。

既存の研究科の改善・改革については、各研究科毎に2004年度中に、上記(i)の「養成すべき人材像の明確化」の作業を完了することを全学的に確認し、2005年度からは明確化された人材像が各研究科のWeb等で公表されている。2005年度中には、全研究科が(ii)の改善・改革策をまとめあげることも、すでに全学的合意となっており、現在、各研究科においてその具体的方策を鋭意検討中である。(iii)の方策については、教育開発センター内に新たに大学院部会を設置し、全学的に大学院独自の教育方法の改善策を検討することになっている。

1－(2) 教育方法等

【現状の説明】

2004年度まで、本学における教育方法等の組織的検討は、大学院教育を特化することなく実施されてきた。そのため、1992年6月の大学評議会における自己点検・評価運営委員会の設置の決定に始まる全学的取り組みの沿革に関しては、「学部教育研究の現状と改革への指針・方策」における報告と重複するので（本報告書第2章，1. 1－(2)を参照），本章においては省略する。

2005年度から、教育開発センターに大学院教育検討部会が設置され、大学院独自の教育方法等の組織的検討が本格的に開始された。教育開発センターに大学院教育検討部会が新たに設置された理由は、2000年4月に設置されたFD委員会および2004年4月に設置された教育開発センターを中心に実施されてきた下記の3点に要約される教育方法等の組織的検討を踏まえて、大学院教育独自の課題が明確になってきたからである。

(i) 成績評価基準の明示と厳格な成績評価

高等教育機関としての社会的責務が増大する現代日本の大学は、成績評価基準に関する学生および社会に向けてのアカウンタビリティの向上が求められるようになった。この社会的要請を反映して、1998年10月の大学審議会答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について—競争的環境の中で個性が輝く大学—」においても、「成績評価基準の明示と厳格な成績評価」の早急な実現の必要性が力説されている。

本学の従来講義概要・シラバスにも成績評価方法を記載する項目はあったが、全学的な統一基準はなく、また、個々の教員間の客観的共通認識も未成熟なものであった。そこで、FD委員会は、各学部・研究科・センターの教育理念と実態を尊重しつつ、成績評価基準の講義概要・シラバスへの記載書式を作成し、2001年10月23日付で「成績評価基準の講義概要・シラバスへの記載について」を記載例とともに学長に答申した。上記答申を受けた学長は、各学部・研究科・センターから積極的な理解を得て、2002年度講義概要・シラバスから全学共通記載書式の採用を決定した。また、書式の統一と合わせて、講義概

要・シラバスを大学Web上で検索できるようにすることによって、公開性と簡便性の向上にも特段の配慮をしている。

さらに、FD委員会は、大学教育の国際的競争環境に関する教員ならびに学生の自覚を高め、厳格な成績評価を迅速かつ組織的に推進することにより、本学の教育を質的に一層向上させることを目的として、2003年1月24日付で「2004年度GPA制度の導入について」を学長に答申した。これを受けた学長は、同年5月、GPA制度の導入を全学に提案し、半年に及ぶ全学的な議論の結果、各学部・研究科・センターから積極的な理解を得て、2004年度からGPA制度が全学的に採用された。

なお、GPA制度の導入にあたっては、学部科目に関しては、A～Fの5段階方式にしたが、大学院科目に関しては、A～Dそれぞれにプラス評価段階も設置して、9段階方式とした。一般的に受講生が少なく、高度な専門性を要求される大学院科目においては、評価を一層詳細に受講生に伝えることによって、学習に対するインセンティブを高める方策が必要であると判断したからである。

また、GPA制度導入とともに、クレーム・コミッティ制度を設置して、授業方法や成績評価に関する学生の異議申し立てにも公式に回答する全学的体制を整備している。アカウンタビリティ向上のために実施されている大学のWeb上での成績評価結果公表は、大学院科目にも適用することはできるが、現実的には、受講生が少ない科目が大半を占めており、受講生の個人情報の守秘義務を優先させているため、大学院科目の適用例は非常に少ない。

(ii) 学生による授業評価アンケートの導入

大衆化する日本の大学においては、受益者たる学生の自覚を促しつつ、授業の教育内容・方法と学生の学力・要望との乖離の拡大を防ぐための組織的取り組みを確立することが喫緊の課題である。

そこで、FD委員会は、学生による授業評価アンケートの導入に関して先行していた工学部と言語文化教育研究センター等の実施状況を参照しながら、学生による授業評価アンケートの全学共通様式案を作成し、2001年10月24日付で「学生による授業評価アンケート調査の実施について(お願い)」を学長に答申した。これを受けた学長のリーダーシップのもと、2001年度秋学期の試行段階を経て、2002年度から学生による授業評価アンケート調査を全学的に正式導入した。また、授業評価アンケート調査結果に関しても、成績評価結果と同じく、大学のWeb上で公表して、アカウンタビリティの向上に努めている。

なお、大学院研究科科目は、受講生が少ない科目が大半を占めており、授業形態などにも大きな多様性が見られるので、学生による授業評価アンケートの全学共通様式採用を強く要請することはなかったため、実施率は極めて低かった。しかし、専門職大学院の設置などに伴って、大学院教育独自の教育改革政策を求める学内外の要望が強くなったため、2004年度に学長があらためて大学院研究科科目における授業評価アンケートの実施を要請したところ、各研究科から理解を得て、2004年度秋学期にはすべての研究科において、全学共通様式または研究科独自様式による授業評価アンケートが実施されるようになった。

(iii) 教育支援体制の充実

大規模総合大学である本学においては、その多様な教育活動を支援するためには、弾力的で機能的な支援制度を必要とする。

そこで、FD委員会は、2003年7月28日付で『教育開発センター』（仮称）の設置について」を学長に答申した。これを受けた学長の提案を全学的に検討した結果、2004年度から、FD委員会を発展的に解消して、教育開発センターを設置することにした。教育開発センターにおいては、FD支援部会を中心にして、導入教育部会、高大連携部会、IT活用部会の4部会が連動しながら、FD委員会を中心にして推進された上記のFD関連事業をさらに主体的に展開させるための方策が精力的に検討されている。また、2005年度からは、大学院教育検討部会が新たに設置され、大学院教育独自の教育支援制度の充実に取り組んでいる。

【点検・評価 長所と問題点】

「成績評価基準の明示と厳格な成績評価」に関しては、2002年度からの成績評価基準のシラバス・講義概要の記載書式統一と、2004年度からのGPA制度の全学的導入によって、大学院教育においても制度面における整備は順調に進展している。言うまでもなく、制度面における整備は、教育改革の目的ではなく出発点であり、今後、その内容面の実質化に取り組み続ける必要がある。大学院教育においては、学部教育における教育以上に、新たな制度に対する戸惑いや誤解も見受けられ、シラバスの記載に関しても、学部と比べると精粗がかなり見られるので、粘り強い学内広報活動などをおして、本学大学院の教育水準の質的向上に全学的に取り組み続けることが不可欠である。

「学生による授業評価アンケートの導入」に関しては、大規模総合大学であることが原因で全学的正式実施が立ち遅れていたが、2002年度に導入された全学共通様式によって、学生による授業評価を授業改善に反映させることが必須であるという考えが学内に急速に浸透した。2004年度からは、大学院科目に関しても共通様式の採用が全学的に推進されているが、受講生の少ない大学院科目に関して、受講生の満足度を計る方策として、共通様式によるアンケート方式が適しているかどうかについては、教育的観点から再考の余地がある。

「教育支援体制の充実」は、上記の多種多様な教育方法等の検討作業の成果を実現するために不可欠である。ただし、高度な専門性を要求される大学院科目に必要な教育支援体制に関しては、未知数の部分も多い。まず、大学院教育に関する正確な実態把握が必須の作業となるであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の点検・評価作業に基づいて、将来の改善・改革に向けた方策を具体的に進展させるために、2004年4月に教育開発センターが設置された。教育開発センターには、多様な社会的要請に迅速に対応するために、FD支援部会、導入教育部会、高大連携部会、IT活用部会4つの部会が設置され、それぞれの役割を着実に果たしている。この4つの部会の目的と活動に関しては、「学部教育の現状と改革への指針・方策」における報告と重複するので（本報告書第2章、1. 1-(2)）、本章においては省略する。

「大学院教育の現状と改革への指針・方策」を扱う本章において、特筆に値するのは、2005年4月から教育開発センターに新たに設置された大学院教育検討部会である。

大学院教育検討部会は、各研究科の教育実態を全学的に把握して、大学院教育の充実に必要な教育支援体制を構築することを目的としている。現行のティーチング・アシスタント（TA）制度は、1996年4月に従来の授業補助者制度を整備する形で制定され、翌1997

年1月には、リサーチ・アシスタント（RA）制度も制定されたが、昨今の大学院教育の目まぐるしい変化の中、必ずしも大きな教育成果を達成しているとは言えない。大学院教育検討部会は、TA制度やRA制度などを抜本的に見直すことによって、新たな大学院教育支援体制を検討中である。2005年度には、TA制度の運営を全面的に見直し、SA（スチューデント・アシスタント）制度を併設することによって、TAの役割を明確化して、大学院生に対する教育的配慮に関する全学的合意を形成した。2006年度以降、ポストク制度の将来像も視野に入れて、RA制度の全面的見直しに着手することによって、大学院教育独自の教育支援制度を整備する。

また、シラバスの記載に関して、学部には比べると精粗がかなり見られる現状を改善するために、2005年度、大学院教育検討部会では、大学院独自のシラバス記載書式統一基準を策定して、全学的に承認された。今後、上記シラバス記載書式統一基準の遵守を推進することによって、本学の大学院教育の透明性向上と質的充実に努める。

さらに、「学生による授業評価アンケート」が、受講生の少ない大学院科目には必ずしも適合していない点を改善するために、2005年度、大学院教育検討部会では、「学生・修了生による大学院教育評価アンケート」を策定して、全学的に承認された。「学生・修了生による大学院教育評価アンケート」は、各科目の満足度を調査するのではなく、アンケート対象者を在学学生だけではなく修了生にも拡大することによって、専攻ごとのカリキュラムや指導体制を含めた教育活動全般に関する広範な意見を組織的かつ定期的に収集するためのものである。この新たなアンケートの目的は、研究者あるいは専門職業人の養成を明確に掲げる大学院教育の総合的改善に資する材料を蓄積することにある。今後、「学生・修了生による大学院教育評価アンケート」の全学的実施を推進しながら、社会のニーズに応える大学院教育のあり方を具体的に検討する。

1－（3）国内外における教育研究交流

ここでは、大学院生の交換等を主とした教育面での国内外交流、および組織レベルでの国際的共同研究における連携・交流の現状と問題点、改善点を述べる。研究面での国内諸機関との連携、交流については、リエゾンオフィスの項に譲る。

【現状の説明】

まず、海外諸機関との交流について述べる。第2章の1. 1－（3）の項に記載した約60大学との学術交流協定において、多くの場合その対象となっている交換学生には学部学生のみならず大学院生が含まれている。独自の研究科間協定としては、工学研究科のパリ市立工業物理・工業化学高等専門学校やリール中央学院（フランス）、ウィーン大学（オーストリア）等とのダブルディグリー制度を含んだ大学院生交換協定、アメリカ研究科のミシガン州立大学（アメリカ）との大学院生交換協定等がある。これらの交換制度や他の制度を通して本学が海外から受け入れている大学院留学生は、2004年5月現在で、20か国から83名（国費留学生10名、私費留学生67名、交換留学生6名）であり、逆に本学から海外に留学している大学院生は、8か国に19名である。

組織レベルでの研究における国際交流としては、エネルギー変換研究センターや竹の高度利用研究センターなどによる海外の諸大学との共同的研究を代表的事例に、10の研究センターのほぼすべてが活発に国際的な連携をもった研究を推進している。それらの研究成

果を発表するカンフェランスやシンポジウム、国際会議が頻繁に開催されている。それらのうちでもとりわけ、21世紀COEプログラムに採択された一神教の学際的研究センターと技術・企業・国際的競争力の研究センターを基盤とした教育・研究面での国際的交流は、精力的に展開されており、その主催する数多くの国際会議やシンポジウムは注目を集めている。

その他、本学には1966年に国内で三番目に設けられた「EU資料センター」や、2003年に締結された「日本・ノルウェー科学技術協力2国間協定」の具体化の一環として、ノルウェー政府の要請で設置された「京都ノルウェーセンター」があり、当該地域との国際交流の一つの拠点となっている。

次に、国内での教育研究交流について述べる。本学と関西大学、関西学院大学、立命館大学の四大学は「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」に基づき、数十年来両課程で単位互換を行っており、本学から送り出す学生、本学が受け入れる学生とも、毎年30名ほどにのぼっている。また、すでに記したように、工学研究科は、学外の研究諸機関と連携して、大学院生の研究指導にあたる連携大学院方式を積極的に活用、展開しており、現在8つの連携機関と協定を結んでその諸機関に10名の連携教員を委嘱している。

【点検・評価及び改善・改革の方策】

大学院生の留学については、ダブルディグリー制度も含め、遅ればせながら制度面での整備が進んでいる反面、受け入れ、派遣の両方ともなおその人数が少数にとどまっていることは問題である。特に海外に出て行く大学院生の数が極めて少数にとどまっている。この現状を抜本的に改善するには、学部学生の場合と同様に教育課程上の改革・改善が必要である。留学する大学院生に対する奨学金制度の新設や、国際学会で発表する院生への渡航費補助制度の新設なども含めて、全学的な対応策をとらねばならない。

組織レベルの研究における国際交流が、プロジェクト型の研究センターの活動を中心に近年頃に活発化していることは評価できるが、今後は単発の共同シンポジウムやカンフェランスの開催の域にとどまらない、機関間の共同研究プログラムの締結等に基づく長期的な国際共同研究を展開していくことが課題となっている。

1－(4) 学位授与・課程修了の認定

【現状の説明】

現在、本学が授与する学位は、専門職2種類、修士23種類、博士23種類である。その審査は学位規則(昭和28年4月1日文部省令第9号)及び同志社大学学位規程に基づいて、各研究科委員会で厳密に行われたのち、学長、教務部長、各研究科長及び各研究科より選出された2名の教員により構成される全学委員会としての大学院委員会で最終審査を行ってきた。

大学院委員会での最終審査において、修士論文の審査及び修了判定は、一度に全学で合計600件以上の審査を行うため、専攻名、氏名、論文題目、修得単位数等を記載した修士学位総合審査資料を配付し、研究科長による一括説明により審査を実施している。他方、博士学位論文審査については、大学院委員会の申合せに基づき、申請者の履歴書・業績書及び当該博士論文審査に係る審査委員による審査要旨等を大学院委員会の10日前までに各委員に送付するとともに、大学院委員会において研究科長が各論文の要旨及び審査要旨

を説明する等、修士論文に比してかなり厳密な審査を行っている。最後に、専門職学位課程の修了判定は、当該研究科で厳密な審査を行うとともに、学位論文審査でないため、専攻名、氏名、修得単位数等を記載した専門職学位総合審査資料を配付し、研究科長による一括説明により審査を実施している。

しかし、大学全体の審議過程の見直し及び各研究科の権限と責任を明確にするという観点から、大学院委員会の廃止を2004年11月に決定したことにより、2005年度以降は大学院委員会に代え、学長、教務部長、各研究科長により構成される研究科長会で審議することとなった。

なお、合格と判定された博士論文については、学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第8条の規定にもとづき、従来から同志社法人部文書課発行の『同志社々報』紙上で、その基礎的情報のみならず「論文要旨」とともに詳細な「論文審査要旨」及び「総合試験の結果要旨」を公表している。また、2005年度より本学の教育・研究活動の成果の公表の一環として、合格と判定された修士論文及び博士論文の題目等を本学Webページ上で公開している。

2005年4月現在、本学大学院での学位授与総数は、修士学位10,848（うち、工学4,911）、博士学位（課程）233（うち、工学114）、博士学位（論文）225（うち、工学122）となっている。最近10年間の学位授与数を修士、博士（課程）、博士（論文）の順に、各研究科・専攻単位で示せば表Ⅲ-3-i、表Ⅲ-3-ii、表Ⅲ-3-iiiのとおりである。

表Ⅲ-3-i 10年間の研究科別 修士学位受領者数

研究科	95年度	96年度	97年度	98年度	99年度	00年度	01年度	02年度	03年度	04年度	合計
神学	22	21	23	18	19	25	24	21	24	24	221
文学	58	77	94	91	67	77	68	64	87	62	745
法学	45	39	69	66	74	91	96	83	88	72	723
経済学	7	5	36	35	38	42	31	33	16	14	257
商学	41	47	45	49	51	49	62	60	47	36	487
工学	168	155	240	210	268	308	310	300	310	318	2,587
アカ	26	20	13	21	15	27	18	14	21	13	188
総合政策科学	設置 3	66	67	59	74	92	87	87	56	59	647
合計	370	430	587	549	606	711	696	662	649	598	5,858

* 専攻毎の詳細については、「大学基礎データ集」参照

表Ⅲ-3-ii 10年間の研究科別 博士学位受領者数（課程博士）

研究科	95年度	96年度	97年度	98年度	99年度	00年度	01年度	02年度	03年度	04年度	合計
神学	2				1	1			1	1	6
文学	1	3	2	5	4	14	5	5	9	7	55
法学					1	4	1	4	2	3	15
経済学							3				4
商学			1	1						1	3
工学	4	5	5	9	4	7	8	12	8	9	71
アカ									1		1
総合政策科学			設置			2	1	8	4	6	21
合計	7	8	8	15	10	28	18	29	25	28	176

* 専攻毎の詳細については、「大学基礎データ集」参照

表Ⅲ－3－iii 10年間の研究科別 博士学位受領者数（論文博士）

研究科	95年度	96年度	97年度	98年度	99年度	00年度	01年度	02年度	03年度	04年度	合計
神学		1						1		1	3
文学	1	5	5	5	6	4	1	1	2	2	32
法学				1	1					1	3
経済学		2	1	3			1	3	1	1	12
商学		2		1					1		4
工学	7	5	6	3	5	5	2	1	4	5	43
アメリカ											0
総合政策科学			設置						1		1
合計	8	15	12	13	12	9	4	6	9	10	98

* 専攻毎の詳細については、「大学基礎データ集」参照

【点検・評価 長所と問題点】

看過できない最大の問題点は、博士課程の学生のかかり多くが在学中に博士学位論文を提出しないままに修業年限を終えて、退学している点である。本学の大学院教育の目的と目標を実現していくためにも、この現状を改善し、大多数の博士課程学生が在学年限中に学位論文を提出できるよう研究、論文指導を強化することは、社会的責務である。この現状を抜本的に改善するための全学的、組織的な取り組みを早急に強化しなければならない。

また学位授与の審査と言う点では、大学院の充実の結果、論文審査及び修了判定を行う数はますます増加する傾向にあるため、審査方法の再検討が必要である。特に、修士学位総合審査では、数十ページにも上る審査資料を全学委員会で配付しているが、研究科長による一括説明のみであり、実質の審査が全学委員会で行われているとは言い難く、審査資料の再検討、更には各研究科への最終審査権限の委譲、具体的には修士学位総合審査については各研究科の判定を最終決定とし、全学委員会での審議を要しないことを検討する必要がある。また、論文審査を要しない専門職学位の審査においては、研究科の決定を最終決定にすべきであると考えている。ただし、博士論文審査については、最高学位授与を決定するものであるため、現状の審査方法を踏襲するのが適当であると考えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

多数の博士課程学生が論文を未提出のまま修業年限を終えている背景には、博士学位論文に対する指導教授の旧態依然たる意識がなお残存していることは否定できない。大学院担当教員のすべてが課程博士の趣旨を再確認し、古い意識を払拭して年限内に博士論文を提出できるよう、体系的な教育課程のもとで、各研究科が組織的に指導を行えるよう改善・改革のための方策を明確にしなければならない。

なによりもまず、全研究科・専攻にわたって博士学位授与プロセスを明確化・透明化し、これを学生に明示し、このプロセスに従って目的意識を維持する指導を強化することが肝要であるが、すでに全研究科・専攻は2004年度中にこのプロセスの明確化・透明化の作業を完了している。この作業を前提にして、2005年以降はさらに教育課程と方法の改善を、本章の1-(1)「教育課程」の【点検・評価 長所と問題点】の項に列記した(i)から(iv)点に沿って、具体的な改善・改革策を確立していく。